

平成 30 年度個人情報保護委員会調達改善計画

平成 30 年 3 月 30 日
個人情報保護委員会

本計画について、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり策定する。

第 1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

ア. 調達の現状分析

個人情報保護委員会の平成 28 年度調達状況は、表 1 から表 3 までのようになっており、平成 28 年度の少額随意契約を除く契約件数は 33 件、契約金額は 1,425 百万円である。

そのうち競争性のある契約は 24 件、契約金額は 1,259 百万円であり、競争性のない随意契約は 9 件、契約金額は 166 百万円である。

表 1 平成 28 年度個人情報保護委員会における契約状況

(単位:件、%、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	24	72.7%	1,259	88.4%
競争性のない随意契約		9	27.3%	166	11.6%
合計		33	100%	1,425	100%

(注) 平成28年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

表 2 平成 28 年度個人情報保護委員会における調達の応札状況

(単位:件、百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	10	582	14	677	24	1,259

(注) 平成28年度の契約に関する統計及び内閣官房等調査等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

表 3 平成 28 年度個人情報保護委員会における調達経費の内訳

(単位:件、%、百万円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
情報システム	11	33.3%	1,143	80.2%
その他	22	66.7%	282	19.8%
合計	33	100%	1,425	100%

(注1) 平成28年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 情報システムとは、当委員会所有の各種システムに係る運用・保守、機能追加をいう。

イ. 重点的な取組

別紙 1 参照

ウ. 共通的な取組

別紙 1 参照

エ. その他の取組

別紙 2 参照

第 2 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、実施した取組内容及びその効果、進捗度、実施において明らかになった課題等を自己評価結果に盛り込み、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

第 3 調達改善の推進体制等

ア. 推進体制の構成

「個人情報保護委員会調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

総括責任者	事務局次長
副統括責任者	総務課長
メンバー	総務課企画官（総務担当）
	総務課課長補佐（総括担当）
	総務課課長補佐（会計担当）
事務局	総務課会計担当

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとし、事務局は、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

また、取組の推進に当たっては、個人情報保護委員会入札等監視委員会各委員の意見を活用する。

以上

重点的な取組、共通的な取組

平成30年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		一者応札の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者からの意見聴取。 ・聴取した意見を基に原因を分析し次回以降の調達に活用。 ・財・サービスの特性により供給者が特定一者であるものについては、競争入札の有効性等を慎重に検討し、場合によっては、随意契約として条件、価格等に関する交渉を実施。 	表2において、一者入札が複数あり原因分析による改善の余地が大きいと考えられたため。	A	H29	全ての一者応札について原因分析を行い、各調達ごとに、その内容等の見直し、事後の検証を行うとともに、その結果を踏まえた改善や調達手法の見直しを図る。	31年3月まで
○		随意契約の事前審査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約については、原則として、個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。 	表1において、競争性のない随意契約が複数あり、競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理した調達案件についても、改めてその妥当性を精査し、適正化を図るべき案件がないか十分に確認する必要があるため。	A	H29	全ての競争性のない随意契約について、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	31年3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札であった案件については、開札後・契約前に、各担当企画官等がセルフチェックリストに基づいて入札手続の妥当性及び落札率の正当性を確認。 ・セルフチェックリストをデータベース化(共有化)することにより、次回調達及び類似調達について一者応札の防止を促進。 ・個人情報保護委員会入札等監視委員会による重点的な審査を行い、指摘事項について改善案を作成・実行しその成果を再度同委員会に報告する。 ・物品及び消耗品(共同調達案件を除く。)について、インターネット検索等を活用することにより見積競争の結果(価格)が妥当であるかチェックし、市場価格より大幅に高額である場合は再度価格交渉等を行う。 		A	H30	全ての一者応札について事後審査を行い、調達種別ごとにセルフチェックリストをデータベース化し、次回調達時に結果を活用する。	31年3月まで
	○	地方支分部局等における取組の推進	個人情報保護委員会は単独組織であるため該当なし。					
	○	電力調達、ガス調達の改善	個人情報保護委員会は民間ビルに入居しており、ビル管理会社が電力調達等を実施しているため該当なし。					

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>調達事務に係る研修の実施等</p> <ul style="list-style-type: none">・年度内に1回程度、委員会の各班調達事務担当者向けに調達研修を実施する。・調達事務に係るマニュアルを作成し、業務の標準化を図る。	継続
<p>契約の事後検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に1回、第三者の立場から監視を行うために設置している入札等監視委員会において、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	継続
<p>汎用的な物品・役務における共同調達等</p> <ul style="list-style-type: none">・汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、前年度までに実施した品目を継続して実施するとともに、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。	継続